

】 財産権に関する次のA～Dの記述のうち、判例の見解に合致するもののみをすべて挙げているのはどれか。

- A 共有森林につき共有持分価格が2分の1以下の者による共有物分割請求を禁じた森林法の旧規定は、森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図ること等を目指すという立法目的自体は公共の福祉に合致するとしても、立法目的達成のための手段としては、合理性と必要性のいずれをも肯定することのできないことが明らかであって、憲法29条2項に違反し無効である。
- B 憲法29条3項が規定する財産権の補償について、法律が財産権の補償規定を置いていない場合、裁判所において当該補償額を認定することは困難であるといわざるを得ないことから、直接憲法29条3項に基づいて財産権の補償を請求することはできない。
- C 憲法29条2項は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定しており、財産権は全国的な取引の対象となる場合が多いことにもかんがみれば、財産権の制限は、統一的に法律で規定するべきであり、条例によることは許されない。
- D 土地収用法に基づいて土地を収用する場合、その補償は完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもって補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額でなければならない。

- 1 A, B
- 2 A, C
- 3 A, D
- 4 B, C
- 5 B, D

2 学生A～Cは、教育権（教育の内容を決定する権能）の所在に関して、次のⅠ～Ⅲのいずれかの見解を採用し、次のとおり議論している。学生とその採用する見解の組合せとして正しいのはどれか。

【見解】

- I 教育権の主体は国家である。
- II 教師に一定の自由が認められると同時に、国の側も一定の範囲で教育権を有する。
- III 教育権の主体は親を中心とする国民全体である。

【発言】

学生A Bさんの見解は、国家が主権者である国民から政治的信託を受けているということを重視しているんだね。

学生B Aさんの見解からすると、教師の教育の自由と国家の介入権が衝突する場合には、どちらが正当かを判断するためにさらに個別的・実質的検討が必要になるね。

学生C Aさんの見解は、旭川学力テスト事件判決で判例も採用しているよね。

学生B Cさんは、公権力のすべきことは国民の義務教育の遂行を側面から助成するための諸条件の整備に限られると考えるんだね。

学生A Bさんの見解からすると、国家が公教育を実施する教師の教育の自由に制約を加えることが原則として許されることとなってしまうね。

- 1 A - I, B - II, C - III
- 2 A - II, B - III, C - I
- 3 A - II, B - I, C - III
- 4 A - III, B - II, C - I
- 5 A - III, B - I, C - II

3 法廷におけるメモ採取に関する次のA～Cの記述の正誤の組合せとして、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- A 裁判の公開を制度として保障している憲法82条1項は、裁判の傍聴人が法廷においてメモを取ることを憲法上の権利として保障していると解されるが、そのような保障も無制限に認められるものではなく、法廷における公正かつ円滑な訴訟の運営という観点から、一定の制約を受けるものである。
- B 情報等に接し、これを摂取する自由は、憲法21条1項の趣旨・目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるものであり、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない。
- C 公正かつ円滑な訴訟の運営は、傍聴人がメモを取ることに比べれば、はるかに優越する法益であるが、傍聴人のメモ採取行為が訴訟の運営を妨げることは、通常あり得ないのであって、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきである。

	A	B	C
1	正	誤	正
2	正	正	誤
3	誤	正	誤
4	誤	正	正
5	誤	誤	正

4 次の文章は、国家公務員法（以下「国公法」という。）102条1項、人事院規則14-7（以下「規則」という。）5項3号、6項13号による特定の政党を支持する政治的目的を有する文書の掲示又は配布の禁止が憲法21条に違反するかという点に関する最高裁の判決の理由の一部である。次の1～5の文章を正しい順序に並び替えてA～Eの空欄に入れるとき、Dの空欄に入る文として適当なのはどれか。

「(A)
そして、(B)
しかしながら、(C)
すなわち、(D)
したがって、(E)」

- 1 行政の中立的運営が確保され、これに対する国民の信頼が維持されることは、憲法の要請にかなうものであり、公務員の政治的中立性が維持されることは、国民全体の重要な利益にほかならないというべきである。
- 2 およそ政治的行為は、行動としての面をもつほかに、政治的意見の表明としての面をも有するものであるから、その限りにおいて、憲法21条による保障を受けるものであることも、明らかである。国公法102条1項及び規則によつて公務員に禁止されている政治的行為も多かれ少なかれ政治的意見の表明を内包する行為であるから、もしそのような行為が国民一般に対して禁止されるのであれば、憲法違反の問題が生ずることはいうまでもない。
- 3 公務員の政治的中立性を損うおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむをえない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるといわなければならない。
- 4 憲法21条の保障する表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によつてもみだりに制限することができないものである。
- 5 国公法102条1項及び規則による政治的行為の禁止は、もとより国民一般に対して向けられているものではなく、公務員のみに対して向けられているものである。ところで、国民の信託による国政が国民全体への奉仕を旨として行われなけ

ればならないことは当然の理であるが、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とする憲法15条2項の規定からもまた、公務が国民の一部に対する奉仕としてではなく、その全体に対する奉仕として運営されるべきものであることを理解することができる。公務のうちでも行政の分野におけるそれは、憲法の定める統治組織の構造に照らし、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策の忠実な遂行を期し、もつぱら国民全体に対する奉仕を旨とし、政治的偏向を排して運営されなければならないものと解されるのであって、そのためには、個々の公務員が、政治的に、一党一派に偏することなく、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行にあたることが必要となるのである。

5 憲法と条約の間の効力の優劣をめぐって、憲法優位説と条約優位説の対立がある。以下のA～Dまでの記述のうち、憲法優位説に関する記述として適當なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- A 国会における条約の承認手続と憲法改正手続とを比べると、後者の方が要件が厳格であることは、この見解の根拠となる。
- B 憲法81条及び同98条1項の文言上「条約」がないことは、この見解の根拠となる。
- C 条約を締結する内閣の権限もそれを承認する国会の権限も憲法に由来しているということは、この見解の根拠となる。
- D この見解によると、条約が憲法に抵触する場合に、条約の国際法的効力と国内法的効力が異なることはない。

(参照条文)

憲法81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

憲法98条1項 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- 1 A, B
- 2 A, C
- 3 A, C, D
- 4 B, C, D
- 5 B, D

6 国会に関する次の記述のうち、最も適当なのはどれか。

- 1 法律は、原則として、国会の議決のみで制定されるが、特定の地方公共団体のみに適用される特別法を制定するには、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければならない。
- 2 宪法51条は、国會議員の自由な活動や職務の遂行を保持する目的で免責特権を定めており、議院が懲罰としてであっても、国會議員が院内で行った発言を理由に除名処分を行うことは許されない。
- 3 国会議員の不逮捕特権は会期前には及ばないから、会期前に逮捕された議員は、所属する議院の要求があっても釈放されない。
- 4 国会は、唯一の立法機関であるから、不特定多数の人に対して不特定多数の場合ないし事件に適用される一般的・抽象的な法規範を、国会以外の機関、例えば裁判所が制定することは、いかなる場合であっても許されない。
- 5 両議院は、それぞれの議院に属する議員の資格に関する争訟を裁判することができるが、特別裁判所の設置は一切許されないから、通常裁判所の前審として裁判できるにとどまる。

7 ある事件又は事項が司法審査の対象とならない論拠としては、次の甲と乙の2つがある。次のA～Dの記述のうち、司法審査の対象とならない論拠が甲となるもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

甲： そもそも法律上の争訟に該当しないため、司法審査が及ばない。

乙： 法律上の争訟に該当するが、事柄の性質上、司法審査に適さないため、司法審査が及ばない。

A 衆議院の解散は、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為なので、司法審査の対象とならない。

B 具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の前提として、信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断が必要不可欠であり、それが紛争の核心となっている場合には、司法審査の対象とならない。

C 政党の党員に対する処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、その当否に対する司法審査は、特段の事情がない限り、当該処分が適正な手続に則ってなされたか否かという点以外には及ばない。

D 国家試験における合格、不合格の判定は、司法審査の対象とならない。

1 A, B

2 A, C

3 A, D

4 B, C

5 B, D

8 未成年者に関する次の記述のうち、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 未成年者は、法定代理人の同意がなければ、自らを受贈者とする負担のない贈与契約を締結することができない。
- 2 未成年者が法定代理人から生活費の仕送りを受けている場合、その処分に際しては法定代理人の同意を個別に得る必要があるので、法定代理人の同意を得ないとした処分は、すべて取り消すことができる。
- 3 未成年者が、法定代理人の同意を得ないで締結した売買契約を、未成年者であることを理由として取り消した場合、取り消すことについて法定代理人の同意がなかったとしても、その取消しの意思表示自体は有効である。
- 4 未成年者が、法定代理人の同意を得ないで自ら所有する財産を売却する売買契約を締結して代金を受領したが、未成年者であることを理由としてこれを取り消した場合、受領した代金を遊興費として費消してしまっていたとしても、これを買主に返還しなければならない。
- 5 未成年者が、法定代理人の同意を得ないで自ら所有する不動産を売却する売買契約を締結したが、成年に達する前に、買主に対し、異議をとどめずに当該売買契約に基づき所有権移転登記をした場合、当該未成年者は、未成年者であることを理由として、当該売買契約を取り消すことができない。

9 Bが、代理権がないのにAの代理人と称して、Cとの間でC所有の土地の売買契約を締結したという事例に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア AはBに対しBの行為を追認したが、Cは、Aの追認の事実を知らなかったので、当該売買契約を取り消した。この場合、Cは、Aからの土地引渡請求を拒むことができる。

イ CがAに対して、相当の期間内にBの行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、Aが期間内に返答をしない場合には、Aは追認したものとみなされる。

ウ CがBに代理権がないことを知っていた場合であっても、Cは、当該売買契約を取り消すことができ、その取消しの意思表示は、A、Bのいずれにしてもよい。

エ AがBの行為について追認拒絶した後に死亡し、Bが単独で相続した場合、BはCに対し、Aによる追認拒絶の効果を主張することはできない。

オ Cは、Bが行為能力を有しなかった場合には、Bに対し、無権代理人としての責任を追及して、売買代金の支払を請求することはできない。

1 ア、イ

2 ア、オ

3 イ、ウ

4 ウ、エ

5 エ、オ

10 消滅時効に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 所有権そのものが消滅時効により消滅することはないが、所有権に基づく登記請求権は、所有権から発生した請求権であって、所有権そのものとは別個の権利であると觀念されるから、「債権又は所有権以外の財産権」に当たり、20年間行使しないときは、消滅時効により消滅する。
- イ 他人の貸金債務につき物上保証人として自ら所有する不動産に抵当権を設定した者は、当該債務の消滅時効が完成したとしても、自ら貸金債務を負担しているわけではなく、消滅時効によって直接利益を受ける者には当たらないから、当該債務の債権者に対して消滅時効の完成を主張することはできない。
- ウ 時効は、その起算日にさかのぼって効力を生ずるところ、弁済期の定めのある貸金債務の債務者が消滅時効を援用したときは、当該貸金債務に係る金銭消費貸借契約を締結した日ではなく、当該貸金債務の弁済期にさかのぼって、消滅時効による債務消滅の効力が生ずる。
- エ ある債権の消滅時効が完成する前に、債権者が、債務者に対し、当該債権の履行を求めて訴えを提起したときは、これにより権利行使の意思が明らかにされたというべきであるから、その後、当該訴えが取り下げられたり、却下されたとしても、時効中断の効果は覆らない。
- オ 弁済期から10年を経過した貸金債務の債務者が、債権者に対し、消滅時効の完成を知らずに、「支払はもう少し待ってほしい。」と申し入れたときは、債務者は、信義則上、消滅時効の完成を主張することができない。

（参照条文）

民法167条2項 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

- 1 ア、エ
- 2 ア、オ
- 3 イ、ウ
- 4 イ、エ
- 5 ウ、オ

11 占有権に関する次のア～エの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのは
どれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 賃借人は、賃貸人以外の眞の所有者から目的物の返還の請求を受けた場合、そ
の所有者に対し、必要費及び有益費の全額を請求することができる。
- イ Aが動産をBに賃貸した場合、Bがその動産の占有権を取得するが、Aはその
動産の占有権を失わない。
- ウ 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定されるか
ら、取引による動産の占有取得者Aは、前占有者であるBに所有権があると信じ
ることについて過失がないものと推定される。
- エ 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合、所
有の意思のない占有者であっても、善意であるときは、その回復者に対し、その
滅失又は損傷によって現に利益を受けている限度において損害の賠償をすれば足
りる。

- 1 ア、イ
- 2 ア、ウ
- 3 ア、エ
- 4 イ、ウ
- 5 イ、エ

12 物権変動に関する次の記述のうち、最も適当なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 立木については、登記が対抗要件であり、木を削って名前を書いたり、立て札を立てるなどの明認方法は対抗要件とならない。
- 2 不動産に関する物権の得喪及び変更は、その登記をしなければ、第三者に対抗することができないから、AからA所有の土地を購入したBは、その登記を備えるまで、不法占拠者Cに対し、明渡しを請求することはできない。
- 3 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ、第三者に対抗することができないが、占有改定は、ここにいう引渡しに当たる。
- 4 AがA所有の建物をBに譲渡した場合、Aがその登記を保有していても、Aは、建物の所有権を喪失しているから、建物の敷地の所有者に対して建物取去・土地明渡しの義務を負わない。
- 5 AがA所有の建物をBに売却し、引渡しと登記を完了したが、Bが約定どおりに売買代金を支払わないので、Aが売買契約を解除したところ、その後、Bが当該建物をCに売却して引き渡した場合、Cが、Aが登記を具備するまではAへの所有権帰属を認めないと之權利主張をしていたとしても、Aは登記を備えることなくCに当該建物の明渡しを求めることができる。

13 抵当権に関する次のア～エの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのは
どれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 借地上に建てられた建物について設定された抵当権の効力は、敷地借地権には及ばない。

イ 同一人が所有する建物及びその敷地のうち、建物についてのみ抵当権が設定され、これが実行されて第三者が建物の買受人となった場合、その建物について当然に当該買受人のために地上権が設定されたものとみなされる。

ウ 被担保債権の債務者が弁済を怠ったことにより、抵当権が実行されたときは、競売により抵当権の目的とされた不動産の所有権を失った物上保証人は、債務者に対し、求償権を行使することができるが、抵当権実行前に求償権を行使することはできない。

エ 抵当権が設定された不動産を第三者が不法に占拠しているために、当該不動産の交換価値の実現が妨げられているときは、抵当権者は、当該第三者に対し、所有者である抵当権設定者の有する物権的請求権を代位行使することができるから、抵当権者自らが、当該第三者に対し、抵当権に基づく物権的請求権を行使することはできない。

1 ア、イ

2 ア、ウ

3 ア、エ

4 イ、ウ

5 イ、エ

14 同時履行の抗弁権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 双務契約の一方の当事者甲が他方の当事者乙よりも先に自らの債務を履行する旨の合意をしたときにおいて、乙の甲に対する債務の履行期が到来していない場合には、先に履行する義務を負う甲は、同時履行の抗弁権により債務の履行を拒むことができない。

イ 債権者は、債務者が同時履行の抗弁権を有する場合でも、その債権を自働債権として相殺することができるから、原告から貸金返還請求訴訟を提起された被告は、原告が同時履行の抗弁権を有する売買代金請求権を自働債権として、貸金返還債務との相殺を主張することができる。

ウ 建物の賃貸人が賃借人に対してその明渡しを請求した場合、賃借人は敷金の返還と建物の明渡しとの同時履行を主張することはできない。

エ 売買契約の売主が、買主に対し、目的物の引渡しの提供を行って、裁判外で代金の請求をしたところ、買主が応じないので、裁判所に代金支払請求訴訟を提起した場合、買主は、裁判外で目的物の引渡しの提供を受けたことにより同時履行の抗弁権を失っており、もはや同時履行の抗弁を主張することはできない。

オ 不動産の買主が、売主に対し、不動産の登記の移転を求めて訴訟を提起したところ、売主が、買主に対し、買主が代金を支払うまで登記の移転を拒絶する旨の同時履行の抗弁を主張した場合、裁判所は同時履行の抗弁権が認められると判断するときは、請求棄却判決をすることになる。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, エ
- 3 イ, エ
- 4 イ, オ
- 5 ウ, オ

15 担保責任に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして、最も適當なのはどれか
(争いのあるときは、判例の見解による。)。

- ア 売買契約の瑕疵担保責任において、買主は、目的物に隠れた瑕疵がある場合に限り損害賠償請求ができるが、請負契約においては、注文者は、仕事の目的物の瑕疵が隠れたものでない場合にも、損害賠償請求ができる。
- イ 建物とその敷地の賃借権の売買において、敷地にその賃貸人が修繕義務を負う欠陥がある場合、売買の目的物に隠れた瑕疵があることになるから、売主の瑕疵担保責任を追及できる。
- ウ 売買契約の瑕疵担保責任の追及は瑕疵を発見した時から1年以内に限られていて、その期間内に裁判上の権利行使までする必要はない。
- エ 売買の瑕疵担保責任における瑕疵には、居住目的であることを明示して購入した土地に都市計画のために居宅を建築できない場合のように、法律的欠陥がある場合も含まれる。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	正	正
3	正	誤	誤	正
4	誤	正	誤	誤
5	誤	誤	正	正

16 賃貸借に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのは
どれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 建物の賃貸借契約において、默示の更新があった場合、更新前に差し入れられた敷金は、更新までに賃借人が賃貸人に対して負担する債務を担保するものであるから、更新後は、賃借人はあらためて、賃貸人に対して敷金を交付する必要がある。
- イ 賃貸借契約において、默示の更新があった場合、従前の賃貸借契約と同一の条件で更に賃貸借をしたものと推定されるから、更新後の賃貸借契約における賃料額やその支払時期は、従前の契約に定められた内容と同一となり、契約期間についても同様である。
- ウ 建物の賃貸借契約終了後に賃借人がなお建物の占有を継続する場合、賃貸人が、賃貸借契約締結の際に賃借人から差し入れられた敷金を、賃貸借契約終了後から明渡しまでの賃料相当損害金の支払に充当することは、賃貸借契約が終了している以上許されない。
- エ 賃貸借契約の目的となっている土地を第三者が不法に占有している場合、賃借人は、対抗要件を具備していれば、第三者に対し、賃借権に基づいて妨害排除請求をすることができる。
- オ 甲所有の建物を賃借していた乙が、甲に無断で丙に転貸した場合、乙丙間の賃貸借契約は有効であるが、甲は丙に対して、所有権に基づいて建物の明渡しを求めることができる。

- 1 ア、イ
- 2 ア、オ
- 3 イ、ウ
- 4 ウ、エ
- 5 エ、オ

17 債権者代位権に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。なお、以下の記述では、債権者をA、債務者をB、第三債務者をCとする。

- ア Cにとっては、見ず知らずの者であるAから、いきなり義務の履行を求められることになるから、Aは、正当な権利行使であることを明らかにするため、裁判上の代位によって債権者代位権を行使する必要がある。
- イ BがCに対し既に債務の履行を求める訴えを提起しているものの、立証活動が十分に行われていないため、その請求が棄却される見込みが大きい場合、Bの財産を保全する必要があるから、Aは、Cに対し、債権者代位権を行使することができる。
- ウ AがBに代位してCに金銭債務の履行を求める訴えを提起した場合、Bは、この訴えの提起を知っていたとしても、別途、Cに対し、同じ債権について、自己に対する履行を求めて、訴えを提起することができる。
- エ Cは、Bに対して主張することができる相殺の抗弁をAに対しても主張することができる。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	誤	正	正	誤
3	誤	正	正	正
4	誤	誤	誤	正
5	正	誤	誤	誤

18 保証債務に関するア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 主たる債務者が保証契約を締結することに反対している場合でも、保証人となるとする者は、債権者との間で、保証契約を締結することができる。
- イ 保証債務は、主たる債務と同じ給付を目的とする必要があるから、600万円の金銭債務を200万円の限度で保証するとの契約は無効である。
- ウ 保証契約は、口頭で締結することができる。
- エ 債権者が履行期の定めのない債務の保証人に対し履行を請求したが、保証人が債務を履行しなかった場合、主たる債務者は、その請求の日の翌日から履行遅滞に陥る。
- オ 保証人が債権者に弁済した場合、保証人は、主たる債務者に対して求償権を取得するとともに、債権者に代位し、債権者の主たる債務者に対する原債権を取得する。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, オ
- 3 イ, エ
- 4 イ, オ
- 5 ウ, エ

19 不法原因給付に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げてい
るのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 民法708条の「不法な原因のため」とは、専ら給付自体が不法な場合をいうの
であって、密航資金を貸与する場合のように、給付の動機に不法があるにすぎな
い場合は、「不法な原因のため」に給付したとはいえないから、密航資金の給付
者は、受益者に対し、金銭消費貸借契約に基づき貸与した金銭の返還を請求する
ことができる。

イ 不法原因給付がされた後、給付者と受益者との間でこれを返還することに合意
した場合、その合意も無効であるから、給付者の受益者に対する当該合意に基づ
く返還請求も認められないことになる。

ウ 民法708条の「給付」とは、受益者に終局的な利益を与えるものであることを
要するから、給付された目的物が未登記不動産の場合には引渡しのみで「給付」
に当たり、登記がされた不動産の場合には登記を経由すれば「給付」に当たる。

エ 不法な原因が受益者についてのみ存した場合は、民法708条ただし書により、
給付者は、給付したもの返還を請求することができるが、不法な原因が給付
者・受益者双方に存した場合は、双方の不法性を比較して、給付者の不法性が微
弱であったとしても、同条ただし書の適用はないから、給付者の受益者に対する
不当利得返還請求は、認められないことになる。

オ 妾契約の維持を目的物とする建物の贈与契約は無効であり、受贈者が贈与者か
ら引渡しを受け、移転登記も完了した建物は、法律上の原因なく取得したものと
なるが、贈与者は、受贈者に対し、不当利得に基づき建物の返還を求めるこ
とも、所有権に基づいて建物の返還を請求することもできない。

（参照条文）

民法708条 不法な原因のために給付をした者は、その給付したもの返還を請求
することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存した
ときは、この限りでない。

- 1 ア, エ
- 2 ア, オ
- 3 イ, ウ
- 4 ウ, エ
- 5 ウ, オ

20 次の事案についての記述のうち、最も適当なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

【事案】

Aは、自動車で住宅街を猛スピードで走行していたところ、突然わき道から飛び出してきた幼児Bに自動車を衝突させ、傷害を負わせた。

- 1 BがAに対し不法行為に基づき治療費を請求した場合、幼児であるBに事理を弁識するに足りる知能は備わっていないとすると、Bの過失を前提とした過失相殺がされることはないが、Bの親権者Cの監督過失を被害者側の過失として過失相殺されることがある。
- 2 幼児であるBには苦痛を感受しうる能力が備わっていないから、精神的損害というものが観念できず、BはAに対し、治療費の請求ができるにとどまり、傷害の程度にかかわらず、慰謝料を請求することはできない。
- 3 Bの親権者Cは、Bの傷害の程度にかかわらず、Aに対し、不法行為に基づきC固有の慰謝料を請求することができる。
- 4 この事故でAの自動車が損傷した場合、Aは、Bに対し、不法行為に基づき自動車の修理費を請求することができる。
- 5 不法行為に基づく損害賠償請求権は、不法行為の時から3年が経過すると時効によって消滅するから、B及びその親権者Cは、事故の日から3年が経過すると、加害者がBであることを知らなかったとしても、Aに対して治療費等を請求できない。

以下40ページの30問までは刑法選択者の問題です。

21 学生A～Dは、因果関係の有無の判断に関して、次のI～IVの見解のうち、互いに異なるものを採用して議論している。学生とその採用する見解の組合せとして正しいのはどれか。

【見解】

- I 実行行為と結果との間に、「あれなければこれなし」という条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係を認める。
- II 行為時において一般人が認識可能な事情及び行為者が特に認識していた事情を基礎に相当性が認められるか否かにより判断する。
- III 行為時に客観的に存在した全ての事情及び一般人に予見可能な行為後の事情を基礎に相当性が認められるか否かにより判断する。
- IV 行為者が行為時に認識していた事情及び認識し得た事情を基礎に相当性が認められるか否かにより判断する。

【発言】

学生A 行為時と行為後で相当性を判断する基礎事情の基準を区別する根拠はないと思う。

学生B その点はAさんに同意するよ。でも、Aさんの見解では、因果関係が認められる範囲が狭すぎて妥当でないよ。

学生C 共犯の場合、共犯者各人で因果関係があつたりなかつたりするのは妥当でないと思う。

学生D BさんとCさんの見解では、誰にとってもおよそ認識不可能な行為時の特殊事情が介在した場合でも因果関係が認められることになり、処罰範囲が広がりすぎる。

学生A 行為者が認識しえない事情については、やはり行為者に帰責できないと思う。

	A	B	C	D
1	I	II	IV	III
2	II	IV	III	I
3	III	I	II	IV
4	IV	III	I	II
5	IV	I	III	II

22 次の文章の①～⑤の空欄に語句群から適切な語句を入れると、被害者の承諾と犯罪の成否に関する説明文となる。空欄に入る語句の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

違法性とは、行為が実質的に全体としての法秩序に違反することをいうが、個人的法益に対する罪においては、いわゆる（①）する立場に立つと、被害者の承諾があった場合、それだけで違法性が阻却されることになり、（②）する立場に立つと、その行為が社会的に相当であると認められて初めて違法性が阻却されることになる。

ところで、被害者の承諾がある行為について、その違法性の存否を判断する場合、違法性について、（②）する立場に立った上で、被害者の承諾が侵害行為の違法性を阻却する要件について考えると、およそ以下のようなものになる。まず、承諾の対象となる法益は、被害者自ら処分しうる個人的法益に関するものに限られる。そして、その承諾が、錯誤に基づいてなされた場合、その承諾は（③）である。次に、承諾は、侵害行為時まで、すくなくとも結果発生時までに存在しなければならない。被害者の推定的承諾が得られる場合は別に考えるとしても、事後に被害者が承諾した場合には、さかのぼって行為の違法性を（④）。また、承諾は默示的なものでも足りるが、外部的に表示されることが必要であり、侵害者の方では、侵害行為の際、承諾の存在を（⑤）。最後に、承諾に基づいて行われる行為態様自体、社会生活上是認できるものでなければならない。

以上の要件を満たした場合にのみ、被害者の承諾によって違法性が阻却されることとなる。

【語句群】

- ア 結果無価値のみを考慮
- イ 結果無価値に加え、行為無価値も考慮
- ウ 無効である
- エ 有効である
- オ 阻却する
- カ 阻却しない

キ 認識していなければならない

ク 認識している必要はない

1 ①-ア, ③-エ

2 ①-イ, ④-オ

3 ②-ア, ④-カ

4 ②-イ, ⑤-キ

5 ③-ウ, ⑤-ク

23 学生A～Dは、教唆犯が成立するために正犯者がいかなる要件を満たすべきかについて、次のI～IVの見解のうち、互いに異なるものを採用して議論している。学生とその採用する見解の組合せとして最も適当なのはどれか。

【見解】

- I 正犯者により法益侵害が惹起されれば足り、構成要件該当性は要求されない。
- II 正犯者には構成要件該当性が要求される。
- III 正犯者には構成要件該当性及び違法性が要求される。
- IV 正犯者には構成要件該当性、違法性及び責任が要求される。

【発言】

学生A Bさんの見解では、医師に息子の外科手術を依頼した者に傷害の教唆犯の成立を認める余地が生じることになって妥当ではないと思う。

学生B Cさんの見解では、正当防衛行為を教唆した者に積極的加害意思が認められる場合でも、教唆者を処罰することができないから妥当ではないと思う。

学生C Dさんの見解では、医師が看護師に対して患者の秘密の漏示を教唆した場合、医師には秘密漏示罪の教唆犯が成立することになって妥当ではないと思う。

学生D Aさんの見解では、刑事未成年者に窃盗を教唆した者を処罰するために、間接正犯の成立を認めることになるから、正犯性が拡張しすぎる点で妥当ではないと思う。

学生A 私の見解は「教唆して犯罪を実行させた」という刑法61条の文言に最も整合していると思うんだけど。

(参照条文)

刑法134条1項 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	I	II	IV	III
2	I	III	IV	II
3	II	I	III	IV
4	IV	I	II	III
5	IV	II	III	I

24 学生A～Cは、過失犯に関して次のとおり議論している。各学生の発言中の①～⑩の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適当なもののみを挙げて いるのはどれか。

【発言】

学生A 僕は、不注意で結果を予見し得なかったことが過失の本質であって、過失犯は、行為の（①）、（②）において故意犯と異なるところはなく、過失を基礎付けるのは（③）であり、故意と並ぶ（④）要素であると考えるよ。このような見解は旧過失論と呼ばれるよ。

学生B A君の見解によると、特に交通事故の場合、自動車の運転は本来危険であるから容易に（③）が肯定されうるため、過失処罰の範囲が（⑤）なりすぎるおそれがあるよ。僕は、法が要求する基準行為を怠ることが過失の本質であって、過失を（④）要素にとどまらず（②）にも影響するものと考えるから、（③）があっても、（⑥）を果たせば、構成要件に該当する違法な行為はなく、過失犯は成立しないと考えるよ。このような見解は新過失論と呼ばれるよ。

学生C 過失の犯罪成立要件上の位置付けからすると、A君の見解は（⑦）に基づく考え方で、B君の見解は（⑧）に基づく考え方だと整理できるね。僕は、B君と同じく（⑧）に基づきつつ、過失には（③）は不要であって、何が起きるか分からぬという（⑨）を解消する措置を取らないことが過失の本質であると考えるよ。このような見解は（⑨）説と呼ばれるよ。

学生B C君の見解は、過失犯の処罰の根拠を（⑨）の不法消滅に求めるものだね。しかし、行為時の（③）を検討することなく、（⑨）があれば行為者の責任を問えるとすれば、結局結果責任を問うことにならないかな。C君の見解は、（⑩）の見地から問題があるよ。

学生A B君の見解については、基準行為をいかなるものと設定するかによって、処罰の範囲が不明確かつ恣意的になるという問題点が指摘できるよ。

【語句群】

ア 危惧感 イ 結果無価値 ウ 行為無価値 エ 構成要件該当性
オ 違法性 ヲ 責任 キ 結果の予見可能性 ク 構成要件該当事実の認識
ケ 結果回避義務 コ 結果予見義務 サ 広く シ 狹く
ス 責任主義 セ 主觀主義

1 ①-エ, ⑩-セ

2 ②-オ, ⑥-コ

3 ③-ク, ⑧-ウ

4 ④-カ, ⑦-イ

5 ⑤-シ, ⑨-ア

25 学生P, Qは、具体的事実の錯誤及び抽象的事実の錯誤に関して、次のとおり議論している。各学生の発言中のA, Bの空欄に事例群から適切な事例を入れ、①～⑥の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

【発言】

学生P (A) の事例は抽象的事実の錯誤のうち、客体の錯誤と呼ばれる類型だね。この点、(①) 符合説に立つ論者の中には、Xは犯罪を犯す意思で実際に犯罪を犯しているのだから、少なくとも (②) 罪については故意犯が成立すると主張する人がいるね。だけど、Xには、自分の行為が (②) 罪の構成要件に該当する認識がないわけだから、発生した犯罪事実についてXに故意責任を科すことはできないと思うよ。

学生Q 私もその点でPさんに賛成だ。私は、構成要件が完全に一致していないとも、(③) のように、両構成要件が実質的に重なり合う場合には、その重なり合いの限度でいずれか (④) 方の犯罪事実については故意犯の成立が認められると考えるよ。

学生P ところで、Qさんは具体的事実の錯誤のうち、方法の錯誤と呼ばれる類型はどのように考えるんだい。

学生Q (B) の事例だね。この事例の場合、(⑤) 罪が成立すると考えるよ。

学生P 私はQさんとは違う意見だ。私は法益主体の相違を (⑥) から、認識した内容と発生した事実が具体的に符合していない場合には、発生した犯罪事実に対する故意犯は成立しないと考えるべきだよ。

【事例群】

- I Xは甲を殺す意思で甲に発砲したが、手元が狂って乙に当たり乙を殺害した。
- II Xは甲を殺す意思であったが、前方に置かれていた人形を甲と勘違いしたため、人形に発砲して人形を破壊した。
- III Xは甲を殺す意思であったが、乙を甲と勘違いしたため、乙に発砲して乙を殺害した。

IV Xは甲を殺す意思で甲に発砲したが、手元が狂って人形に当たり人形を破壊した。

【語句群】

ア 法定的 イ 抽象的 ウ 器物損壊 エ 殺人 オ 過失致死
カ 覚せい剤輸入罪と麻薬輸入罪 キ 強盗罪と強姦罪
ク 重い ケ 軽い コ 重要だと考える サ 重要だと考えない

- 1 A - IV, ①-イ, ③-キ
- 2 A - II, ②-ウ, ③-カ
- 3 B - I, ②-エ, ④-ケ
- 4 B - III, ③-カ, ⑤-エ
- 5 B - I, ④-ク, ⑥-コ

26 名誉毀損罪において、専ら公益を図る目的で公共の利害に関する事実を公然と摘示して人の名誉を毀損した者が事実を真実と思ったがその証明に成功しなかった場合の法的処理について、学生A～Dが次のI～IVのいずれかの見解を採用して議論している。学生とその採用する見解の組合せとして正しいのはどれか。

【見解】

- I 事実が真実であったことにより、違法性が阻却される
- II 事実摘示によって名誉毀損罪が成立するが、真実性の証明により処罰のみが阻却される
- III 「事実が証明可能な程度に真実であったこと」が違法性ないし構成要件該当性を阻却する
- IV 確実又は相当な根拠・資料に基づく言論であれば、刑法35条の正当行為として違法性を阻却する

【発言】

学生A 刑法230条の2が表現の自由との調和を図った規定であるという点に注目すれば、私のように考えるべきだと思う。この立場によれば、事実を真実と誤信した場合には、故意が阻却されることになるよ。

学生B でも、それだと、行為者が軽率に事実を真実と誤信した場合であっても、事実の錯誤として故意を阻却することになってしまうという難点があるんじゃないかな。僕は、名誉毀損は「事実の有無にかかわらず」処罰されるという条文の掲げる原則に適合するよう考えるべきだと思うから、事実摘示によって名誉毀損罪が成立し、仮にその摘示した内容を真実だと信じていたとしても、故意は阻却されないと考えるよ。

学生C B君の考え方には、真実性の証明に成功した場合に、どうしてB君のとするような結論になるのか、理由付けが困難だという問題点があるよ。私は、「真実なることの証明があったときは」という条文の訴訟法的表現を実体法上の解釈にも反映させるべきだと思うよ。この考え方からすれば、行為者が証明可能な程度の資料・根拠をもって事実を真実だと誤信した場合、故意が阻却されることになるね。

学生D しかし、事実証明に成功した場合には、相当な根拠に基づかない言論でも230条の2によって不可罰とされることからすると、その見解も取りづらいと思う。いかなる根拠に基づく言論が刑法上の保護に値するのかを端的に考えればよいのではないかと思うよ。

	A	B	C	D
1	I	II	III	IV
2	I	III	II	IV
3	III	I	IV	II
4	III	II	IV	I
5	IV	II	III	I

27 放火に関する罪に関する次の説明文中の①～⑫の空欄に入る語句がすべて適切に組み合わされているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

放火に関する罪は、第一義的には（①）に対する罪として位置づけられている。このことは、刑法典における章の配置のほか、一部の罪が（②）を構成要件としていることからも明らかであり、そのような罪は（③）と呼ばれている。ただし、（④）罪はこれを要件とはしていない。

もっとも、放火により（⑤）が侵害されることから、放火に関する罪は（⑥）に対する罪としての側面も有していると考えられている。このことは、一部の罪において（⑦）放火にかかる罪が他の場合よりも刑が軽く定められていることからも見て取ることができる。ただし、（⑧）罪にはそのような定めはない。

なお、自己所有物であっても、（⑨）物などについては、他人の所有物と同様に取り扱われる。逆に、他人が所有しその者が一人で居住する現住建造物について、当該所有者の同意を得て内部に誰もいないことを確認した上で放火した場合には、（⑩）に対する（⑪）罪が成立すると解される。

また、一個の放火行為で複数の現住建造物を焼損した場合には、現住建造物等放火罪の（⑫）が成立するとされる。

- 1 ①－社会的法益、⑦－公共の危険を生じさせない、⑧－現住建造物等放火
- 2 ②－公共の危険の発生、⑨－差押えを受けている、⑪－非現住建造物等放火
- 3 ③－目的犯、⑦－自己所有物に対する、⑫－包括一罪
- 4 ③－抽象的危険犯、⑤－放火された客体の財産的価値、⑩－自己所有物
- 5 ④－建造物等以外放火、⑥－個人的法益、⑨－他人に賃貸している

28、事後強盗罪に関する次のア～エの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 他人の留守宅に入って窃盜に及んだ後も天井裏に潜んでいた窃盜の犯人が、窃盜の犯行の約3時間後に同宅に駆けつけた警察官に逮捕されることを免れるため、持っていたナイフでその警察官の顔面等を切り付けた場合には、窃盜の機会の継続中に行われた暴行により傷害を負わせたものとして事後強盗致傷罪が成立する。

イ 窃盜の犯人が、金品を物色している最中に、被害者に発見されたため、改めて財物を強取する目的で被害者に対して包丁を突き付けて反抗を諦めさせた上、財物を強取した場合、事後強盗罪が成立する。

ウ 事後強盗罪の手段としての暴行又は脅迫は相手の反抗を抑圧するに足りる程度のものであることが必要である。

エ 窃盜未遂の犯人が、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫を加えた場合、事後強盗既遂罪が成立する。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, エ
- 3 イ, ウ
- 4 イ, エ
- 5 ウ, エ

29 次の文章は、誤振込と詐欺罪の成否に関する論述である。次のア～オの文章をA～Eの空欄に入れるとき、文章の順序として最も適当なのはどれか。

「(A)
しかし、(B)
そして、(C)
したがって、(D)
そうすると、(E)」

ア 銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄である。これを受取人の立場から見れば、受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づく継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。

イ 振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合に行われた振込みであっても、受取人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人は上記金額相当の普通預金債権を取得する。

ウ これらは安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものということができるし、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。

エ 誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の実行行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるというべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。

オ 銀行実務では、振込依頼人から誤った振込みをした旨の申し出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す措置が執られているほか、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、振込依頼先の銀行や振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。

- 1 イ→ア→オ→ウ→エ
- 2 イ→ウ→ア→オ→エ
- 3 イ→オ→ウ→ア→エ
- 4 オ→ア→ウ→エ→イ
- 5 オ→ウ→ア→エ→イ

30 次の文章の①～⑪の空欄に語句群から適切な語句を入れると、財物の意義に関する説明文となる。空欄に入る語句の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか。ただし、空欄には同じ語句を何度入れてもよい。

財産犯の客体は、他人の物又は財産上の利益であるが、この「物」について、民法の定義に従い、刑法上の財物も（①）であるとする見解がある。（①）とは、固体のほか、液体、気体を含むため、この見解に従えば、ガスや蒸気を盗取した場合には窃盜罪が（②）が、電気は財物に（③）ことになるから、刑法245条は（④）規定ということになる。

この点に関し、判例は、財物を（⑤）と定義している。判例に従えば、電気も財物に（⑥）ことになるから、刑法245条は（⑦）規定ということになる。

裁判例においては、情報そのものについては、財物に（⑧）と解されている。例えば、製薬会社の研究所の職員が、新薬に関する機密情報を自分で持ち込んだUSBメモリーにコピーして持ち出した場合には、窃盜罪が（⑨）ことになるが、新薬に関する機密情報の入った研究所のUSBメモリーを持ち出した場合には、（⑩）を窃取したものとして窃盜罪が（⑪）ことになる。

【語句群】

- a 成立する b 成立しない c 当たる d 当たらない
- e 管理可能なもの f 有体物 g 例外 h 注意
- i 情報自体 j 情報が化体された媒体

(参照条文)

刑法245条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

- 1 ①-e, ⑥-c
- 2 ②-b, ⑦-h
- 3 ③-d, ⑨-b
- 4 ④-g, ⑩-i
- 5 ⑤-e, ⑪-b

以下50ページの40問までは経済理論選択者の問題です。

3】 A年の円とドルの外国為替レートが1ドル=90円であったとする。その後、B年に、日本の物価指数が8%上昇する一方、米国の物価指数は20%上昇した。この場合、購買力平価が成立しているならば、B年の円ドルレートは1ドル=何円になるか。

- 1 61円
- 2 71円
- 3 81円
- 4 91円
- 5 101円

32 あるA国の政府は、巨額の財政赤字を削減する政策として政府支出の縮小及び増税を行うことを決めた。同国の中銀も財政赤字には懸念を抱いており、このような状況下で、もし赤字削減政策が実行されるなら、中銀はそれによるマクロ経済へのマイナス効果をやわらげるため、政府と協調的な金融政策を採用しようと考えた。この場合、標準的なIS-LMモデルに基づいて想定される金融政策として最も適当なのはどれか。

- 1 公開市場操作で買いオペレーションを行う。
- 2 基準割引率及び基準貸付利率（公定歩合）を引き上げる。
- 3 長期金利の誘導目標値を引き上げる。
- 4 短期金利の誘導目標値を引き上げる。
- 5 法定準備率を引き上げる。

33 財政政策の有効性とその批判に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア リカード・バローの中立命題によると、公債発行を財源とする財政出動は同額の消費減少を招くため、財政出動は増税を財源として行うことがのぞましいと主張される。

イ 貨幣数量説によると、IS曲線は水平のため財政出動によるIS曲線の右シフトは国民所得の増大をもたらさないと主張される。

ウ マンデル・フレミングモデルによると、変動相場制の下、資本移動がある場合には、財政支出の拡大は為替市場における自国通貨の増価を招いて輸出を減少させるため、財政政策の効果は小さいと主張される。

エ IS-LMモデルによると、貨幣需要の利子率弾力性が無限大となっている状態ではクラウディング・アウトが生じないため、財政政策の効果が大きいと主張される。

オ ブキヤナンとワグナーによると、不況期の財政出動は実施されるが、好況期の財政引締は政治的に忌避されるため、慢性的な財政赤字構造をもたらすと主張される。

- 1 ア, イ, オ
- 2 ア, ウ, エ
- 3 イ, ウ, エ
- 4 イ, ウ, オ
- 5 ウ, エ, オ

34 ある国の伝統的な I S - L M モデルに基づくマクロ経済モデルが次のように与えられているとする。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 100 + 0.8Y$$

$$I = 90 - 5i$$

$$M = L$$

$$L = 0.4Y - 5i + 30$$

(Y : 国民所得, C : 消費, I : 投資, G : 政府支出, i : 利子率, M : 貨幣供給量, L : 貨幣需要)

この場合, 財政政策を30増やしたときの国民所得と利子率の変化についての記述として最も適当なのはどれか。

- 1 国民所得は45増加し, 利子率は5上昇する。
- 2 国民所得は50増加し, 利子率は4上昇する。
- 3 国民所得は55増加し, 利子率は3上昇する。
- 4 国民所得は60増加し, 利子率は2上昇する。
- 5 国民所得は65増加し, 利子率は1上昇する。

35 新古典派的成長モデルに関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア 他の条件を一定として、定常状態における1人当たりGDPの水準は人口成長率が高いほどに高まる。

イ 他の条件を一定として、定常状態における1人当たりGDPの水準は貯蓄率が高いほどに高まる。

ウ 1人当たりGDPの上昇率は1人当たりGDPが低いときには高く、1人当たりGDPが高くなるに従って減速していく。

エ 経済成長率から労働投入量増加率の寄与と資本投入量増加率の寄与を除いたものはソロー残差と呼ばれ、長期的には技術進歩率を表すと考えられる。

オ 長期定常状態に到達した後には1人あたりGDPの上昇は止まるため、経済成長率は人口成長率と等しくなる。

1 ア, イ, エ

2 ア, イ, オ

3 ア, ウ, オ

4 イ, ウ, エ

5 ウ, エ, オ

36 ある財の市場の需要量を Q^D , 供給量を Q^S , 価格を P とした場合, この財市場の需要曲線は $Q^D = 2000 - 5P$, 供給曲線は $Q^S = 45P$ で表わされるものとする。この市場の市場均衡において実現する総余剰はいくらか。

- 1 1800
- 2 42000
- 3 160000
- 4 360000
- 5 580000

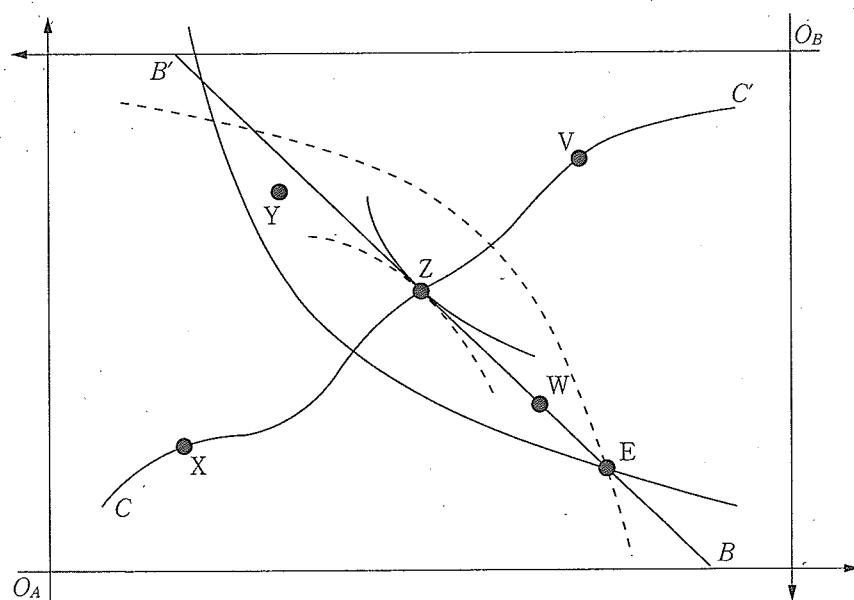
37 次の表は、プレイヤー1が戦略A又は戦略Bのどちらかを、プレイヤー2が戦略C又は戦略Dのどちらかをそれぞれ選択したときの利得を表したものである。ただし、各マスの左側の値はプレイヤー1の利得、右側の値はプレーヤー2の利得をそれぞれ表し、 a は定数である。この場合、次のア～エの記述のうち、適当なものののみをすべて挙げているのはどれか。

プレイヤー2		C	D
プレイヤー1	A	1, 0	0, 1
	B	0, 1	a, 0

- ア $a > 0$ である場合、このゲームには2人のプレイヤーがともに純粹戦略を選択するナッシュ均衡は存在しない。
- イ $a > 1$ である場合、プレイヤー1が確率 $\frac{1}{2}$ で A を選択し残りの確率で B を選択すること、プレイヤー2が確率 $\frac{1}{2}$ で C を選択し残りの確率で D を選択することはナッシュ均衡である。
- ウ $a < 0$ である場合、戦略の組 (A, D) はナッシュ均衡となる。
- エ $a < 0$ である場合、プレイヤー2の戦略Dは、支配戦略である。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, エ
- 3 イ, ウ
- 4 イ, エ
- 5 ア, イ, ウ

38 次の図は、2財（第1財、第2財）及び2消費者（消費者AとB）からなる経済のエッジワース・ボックスである。ただし、 O_A と O_B はそれぞれ消費者AとBの原点を、点Eはこの経済における財の初期保有点を表し、線分 BB' は予算線を、曲線 CC' は契約曲線を表すものとする。また、実線の無差別曲線は消費者Aの無差別曲線を、点線の無差別曲線は消費者Bの無差別曲線を表すものとする。両消費者ともにより多くの財を消費すれば効用が増加するとしたとき、次のア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。



- ア 点Xは、パレート最適な配分であると同時にコア配分でもある。
- イ 点Yは、パレート最適な配分ではないが、コア配分である。
- ウ 点Zは、競争均衡で実現する配分であると同時にコア配分でもある。
- エ 点Wは、パレート最適な配分であるが、コア配分ではない。
- オ 点Vは、パレート最適な配分だが、競争均衡配分ではない

- 1 イ, ウ
- 2 ア, エ
- 3 ウ, オ
- 4 ア, イ, エ
- 5 イ, ウ, オ

39. 2財 x , y を消費するある個人の効用関数が

$$U = xy + 5x + 5y \quad (U: \text{効用水準}, x: x\text{財の消費量}, y: y\text{財の消費量})$$

で表されるとする。 x 財の価格が8, y 財の価格が1, 所得が30であるとき, この個人の効用の最大値はいくらか。

- 1 93
- 2 108
- 3 120.75
- 4 128
- 5 150

40 企業Aは x 財を生産し、その費用関数は

$$C_A = x^2 \quad (C_A : \text{企業Aの総費用}, x : x\text{財の生産量})$$

である。企業Bは y 財を生産し、その費用関数は

$$C_B = y^2 + xy \quad (C_B : \text{企業Bの総費用}, x : x\text{財の生産量}, y : y\text{財の生産量})$$

である。企業AとBが自社の利潤を最大にするように行動するとき、企業Bの利潤はいくらになるか。ただし、 x 財の市場価格は2、 y 財の市場価格は5であり、各企業はプライス・ティカーであるものとする。

- | | |
|---|---|
| 1 | 5 |
| 2 | 4 |
| 3 | 3 |
| 4 | 2 |
| 5 | 1 |

平成22年度裁判所事務官採用Ⅰ・Ⅱ種、家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験
(択一式)

【教養試験】 事務官Ⅰ・Ⅱ種、調査官補Ⅰ種共通

問題	正答	問題	正答	問題	正答	問題	正答
1	4	11	2	21	2	31	4
2	3	12	3	22	5	32	3
3	1	13	2	23	1	33	5
4	5	14	1	24	3	34	4
5	2	15	3	25	5	35	2
6	3	16	3	26	1	36	4
7	3	17	4	27	2	37	1
8	5	18	4	28	4	38	1
9	1	19	5	29	2	39	5
10	1	20	5	30	4	40	2

【専門試験】 事務官Ⅰ・Ⅱ種

問題	正答	問題	正答	問題	正答	問題	正答
1	3	11	4	21	5	31	3
2	3	12	3	22	4	32	1
3	4	13	4	23	5	33	5
4	1	14	1	24	4	34	2
5	2	15	2	25	2	35	4
6	1	16	5	26	1	36	4
7	5	17	4	27	2	37	1
8	3	18	2	28	1	38	3
9	2	19	5	29	3	39	5
10	5	20	1	30	3	40	2